										常務理	事	事務長	業務	課長		係
(事業所)							事業	所記号								
所在地 名 称																
事業主											Į.	令和] 年	月	E	3 提出
	正		侹	建康保険	被保	険	者資	格 喪	失 届			健保	事務担当	省確	認欄	
	1		2				3)	_		4	F齢	⑤性別	6	標準報	酬月額	Ą
	被保険者番号		氏名				年 昭和 [月	日	TEC .	男 🗌 女 📗				千円
	② 退職年月日	令和	年 月	9 日 喪	□退職		動出 (転	出先:		!)	□ 再履	^③ 喪失 ≆用	美後	継
1	⑧資格喪失	令和	 年 月			齢者	□ 死亡	(死亡日	3: 4	筆 月	1	日)		'	世保険	
	年月日 ⑩	本人	枚⑩	本人	枚	mp D	②回収年月		※健保証	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		枚		44備	考	
	保険証 回収枚数	家族	イス 資格確認 枚 回収枚	認書		合 []	年	月 日	保険証 資格確認 未回収枚	書家族		枚				
	1		2				3) 昭和 [1	本凹収が	(\$)		⑤性別	6	標準報	酬月額	Į
	被保険者番号		氏名				日平成		月	B	Tab.	男 📗				千円
2	退職年月日	令和	年 月	12	□ 退職		転出(転	出先:)		⑬喪失 用	夫後 □ 任約	継
	⑧ 資格喪失 年月日	令和	年 月		□ 後期高	齢者	□ 死亡	(死亡日	∃: 4	¥ F	1	日)	□ その		他保険	等)
	10	本人	枚	本人	枚	•	⑫回収年月	目	※健保証			枚		14備	考	
	保険証 回収枚数	家族	大 資格確認 枚 回収枚			7 10	年	月 日	資格確認 未回収枚	1 3 ()	Ę	枚				
	1		2			(E)	3) :年 ^{昭和 [}] _		4 £		⑤性別	<u>6</u>	標準報	酬月額	
	被保険者番号		氏名	9			日 平成 🗌		月 ———	日	TT-V	女		①喪失	夫後	千円
3	退職年月日	令和	年 月		□ 退職		転出(転	出先:)	再雇		任	継
	⑧ 資格喪失 年月日	令和	年 月	日 田 理 由	□ 後期高	齢者	□ 死亡	(死亡日	∃: 4	¥ F	1	日)	□ その	他 (4	他保険	等)
	① 保険証	本人	枚 道 資格確認	本人認書	枚	À	②回収年月		※健保証	· 4/		枚		0 310		
\bigsqcup	回収枚数	家族	枚回収枚			0	年	月 日	資格確認 未回収析	数		枚				
	被保険者番号		② 氏名			生	第 昭和 [- 年	月	(4)至 日	歳	男 📗	<u>6</u> 1	標準報	酬月額	千円
	⑦			9			日平成	•				女 📗		①喪失	长後	
4	退職年月日 ⑧ 容枚率生	令和	年 月		□□退職		転出(転	出先:)	再雇		任系	
	年月日	令和	年 月	甲曲曲	後期高	齢者	□ 死亡			¥ F	1	日)	<u></u>	14 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	他保険 考	寺)
	保険証回収枚数	本人 家族	枚 (1)			計	⑩回収年月年]口 月 日	※健保証 保険証 資格確認	· 4/		枚 ——枚				
	(1)	家 原	2 回収核	双致	1X 1		3)		未回収枚	(数 多)		⑤性別	6)	標準報	酬日刻	i i
	被保険者番号		氏名			生	年 昭和 [月	В	连	男口女		- TKI	H/11/ J H/	千円
	② 退職年月日	令和		9 日 喪	□ 退職] 転出(転)		①喪失		S tale
5	8 資格喪失	Δín	/T E	失	□	#∆ = ±∠		/死亡	7. /				再雇 		□ 任約 他保険	
	年月日 ⑩	令和	年 月 枚 ^⑪	<u> </u>	後期高	脚白	②回収年月		※健保証	コード 日本人		日)		⑭備:	考	
	保険証 回収枚数	家族	大X 資格確認 枚 回収枚			元 日	年	月 日		書家族		枚 ——— 枚				
	・「被保険者証」は、被扶養者分も添付して下さい。												受 付	印	=	
注音	TO MAKE IN MAKE THE PROPERTY OF THE PROPERTY O								い場				`			
意事	・ ⑨喪失理由の	日付は、退職であれば退職日、転出(転籍・転勤)であれば転籍(転勤)日の前日をそれぞれ記入して下さい。 由の「転出」は関連事業所間の転籍、または茨城県厚生連および協同病院間の転勤があった場合のみ記入して下さい。 の欄は、退職後の健康保険について、当てはまる項目に図を付けて下さい。														
項	・この届出書は正	・この届出書は正・副 2 通とも提出して下さい。 なお、 事業主欄の事業主印は省略できます。 ・健保事務担当者確認欄は必ず回を付けて下さい。														
<u> </u>	令和6年12月改訂版 茨城県農協健康保険組合						hn rm									
													処理年月日	4		

(事業所) 所在地 名 称 殿 事業主

事	業所記	号

7310-0022 茨城県水戸市梅香1-5-5 JA会館分館5F TEL.029-232-2270

茨城県農協健康保険組合 理事長

	副	f	建康保険	被保険者資格喪失確認通知書				
	① 被保険者番号		② 氏名	③	引額 千円			
1	② 退職年月日	令和	年 月	① B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	任継			
	⑧ 資格喪失 年月日	令和	年 月	日 理 由 後期高齢者 □ 死亡 (死亡日: 年 月 日) □ その他 (他保) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	険等)			
	⑩ 保険証 回収済枚数	本人 枚 家族 枚	資格確認書	本人 枚 ②回収年月日 ※健保記入保険証・ 保険証・ 資格確認書 未回収枚数 本人 枚				
	① 被保険者番号		② 氏名	③	計			
2	② 退職年月日	令和	年 月	① □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	任継			
	8 資格喪失 年月日	令和	年 月	日 理	険等)			
	(1)保険証回収済枚数	本人 枚 家族 枚		本人 枚 ②回収年月日 ※健保記入 保険証・ 資格 本人 枚 家族 枚 和 年 月 日 資格 本人 枚				
	1		2	*** *** *** *** *** *** *** *				
	被保険者番号		氏名		千円			
3	退職年月日 ⑧ 資格喪失	令和	年 月		任継			
	年月日	令和	年 月	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	.P火守/			
	保険証 回収済枚数	本人 枚 家族 枚	— 資格確認書	本人 枚 市 市 市 市 月 日 資格確認書 未回収枚数 家族 枚				
	① 被保険者番号		(2) 氏名	③ (全年) (金字) (金字) (金字) (金字) (金字) (金字) (金字) (金字	引額 千円			
4	退職年月日	令和	年 月	① □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	任継			
7	⑧ 資格喪失 年月日	令和	年 月	日日 世 日 後期高齢者 日 死亡 (死亡日: 年 月 日) その他 (他保) (破構考) (ではずる) (では	険等)			
	⑩ 保険証 回収済枚数	本人	— 資格確認書	本人 枚 ②回収年月日 ※健保記入 保険証・ 令 本人 枚 家族 枚 日 百 日 百 日 <td< td=""><td></td></td<>				
	① 被保険者番号		(2) 氏名	③	引額 千円			
5	② 退職年月日	令和	年 月		任継			
5	® 資格喪失 年月日	令和	年 月	失 日日 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田) () () () () () () () () () (
	⑩ 保険証 回収済枚数	本人 枚 家族 枚		本人 枚 ②回収年月日 ※健保記入 保険証・ 資格確認書 未回収枚数 本人 枚				
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に対して審査請求をすることができます。(また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求または见外の取り消しの訴えを提起することができます。) 再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヶ月以内に文書または口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に対して行う ことができ、処分の取消しの訴えば、審査管数の決定があったことを知った日から6ヶ日以内(国審本請求があったことを知った日								

ことかでき、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6ヶ月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヶ月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定または裁決の日から1年を経過したときは、提起することができななります。) なお、審査請求があった日から2ヶ月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるた緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

令和6年12月改訂版

茨城県農協健康保険組合